土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第52条の２第１項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区の土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）三谷中地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を丸亀市産業生活部農林水産課において令和８年11月13日から同年12月３日まで縦覧に供する。

令和８年11月６日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人